

令和5年度裾野市農業委員会6月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日(月) 午後1時30分から午後2時00分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博		
5	柏木 一男	11	杉山 克己				
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

深良	宮崎 慎一	須山	中村 偉文				
----	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

5	柏木 一男	6	杉山 邦利
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第 4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第 7号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について

(3) 議第 8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

(4) 議第 9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和5年度裾野市農業委員会6月総会を開会します。

本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。

議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、5番 柏木一男委員、6番 杉山邦利委員をお願いします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第4号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第7号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について 番号1 及び 議第8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第7号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について 番号1 及び 議第8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真によりにより説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、裾野消防署伊豆島田分署から約140m北東側に位置します。

現況は休耕地となっています。

申請地は、昭和51年1月に、宅地へ転用するための5条許可済地です。

当時は、自己住宅を建築する予定で転用許可を受けましたが、その後、資金計画の都合により事業に着手できず、未利用地となっていました。

譲受人は、現在 賃貸住宅に居住しており、自己住宅の建築を検討していたところ、譲渡人と合意したため、申請に至りました。

申請地はすでに5条転用許可済みですが、当時の計画から変更が生じているため、許可後の計画変更申請を行うとともに、改めて5条転用許可申請をするものです。

申請地周辺は、市街地の程度までに宅地化が進行し、住宅等の施設が連たんしています。宅地化の状況が省令で定める程度に達している地域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。

第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は宅地、東側と南側は運送会社、西側は宅地に面しています。

生活排水は、浄化槽を経由して道路側溝へ放流します。

雨水は、自然浸透となります。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただ今の議第7号 番号1 及び 議第8号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

大庭清宏委員

計画図の県道から対象地に入っていく通路部分等は農地になっているのでしょうか。

事務局 計画図の中で黒太枠で囲まれている部分が農地となり、それ以外の通路を含むL字形の部分は雑種地になります。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第7号 番号1 及び 議第8号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2～3は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2～3
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、千福公民館から約350m南側に位置します。
現況は仮設道路敷地及び仮設施設敷地となっています。
申請地は、令和2年11月に、仮設道路敷地及び仮設施設敷地へ一時転用するための5条許可済地です。
一時転用の許可の期間は、令和5年7月31日までです。
賃借人は、東名高速道路の佐野川橋リニューアル工事を請け負っています。当工事は、完成から50年以上が経過した橋の大規模更新工事ですが、調査を進める中で耐震性の確保のため大きな設計変更が発生したため、事業期間の見直しが必要となりました。
一時転用の目的や利用の内容は、以前の許可と同じです。
一時転用期間は、令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間であり、工事完了後、仮設施設及び仮設道路はすべて撤去し、農地(田)へ復元するものです。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
仮設現場事務所は仮設建築物であり、都市計画法や建築基準法の手続きは不要となります。
また、転用計画が実行される資金力もあり、一時転用面積も適正です。
本件は、5年間の一時転用であり、農地復元計画や耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の北側と東側は道路に、南側と西側は農地に接しています。
敷地内は、土砂流出防止のため、必要に応じて柵及び土留めを設置します。また、田の表土保護のため、土木シート及び鉄板を敷き養生します。雨水等は、既設のU字溝へ放流し処理されます。
申請地を一時転用することに対し、賃貸人も承諾し、農地へ復元することも確約されていることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今の議第8号 番号2～3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第8号 番号2～3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 8番 渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、町震コミュニティセンターから約180m北東側に位置します。

現況は休耕地となっています。

申請地は、譲渡人の実家に隣接する畑ですが、実家は空き家となり今後も居住する予定がなく、畑の耕作も困難な状況でした。そこで、隣接する宅地や山林を含めて一帯の所有地売却の意向のもと、土地の利用方法を検討したところ、市街化調整区域ではあるものの、宅地の要件があることが判明しました。

この度、譲受人との間で、畑及び、隣接する宅地や山林を含めて7区画の宅地分譲の計画がまとまったため、5条転用許可申請をするものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

宅地分譲は、土地の造成のみを目的とする事業であり、転用は原則不可となりますが、特定建築条件付売買予定地の場合は、平成31年3月から例外規定に該当し、関係書類が整っています。

また、都市計画課に開発行為の申請が提出され、調整が図られているため、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は農地に、東側は水路を挟んで道路に、南側は宅地に、西側は官地を挟んで宅地に接しています。

申請地は、画地ごとに見切りが設置され、排水や雨水は開発道路の側溝に放流されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ただ今の議第8号 番号4について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第8号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長

続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、向田小学校から約150m南東に位置します。

利用権設定地は青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。

面積は、3筆合計で1,980.06㎡です。

貸人は、平成29年に相続により、農地を取得しています。

貸人が耕作管理を行っていましたが、体調を崩してしまい、今後の耕作に苦慮していたところ、借人と話がまとまり、農地中間管理事業を活用して、利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、認定農業者で、露地野菜の生産を行っています。

経営農地は12,512㎡で、概ね効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第9号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第9号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長

続きまして、地区担当委員 3番 庄司健一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、茶畑 いずみ郵便局から南西へ約150mに位置します。

利用権設定地は青地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。

面積は、812㎡です。

貸人は平成14年に相続により農地を取得しています。自身で耕作管理できないため、知り合いの方に管理をお願いしていましたが、管理ができなくなってしまったことから、農協に相談したところ、借人との間で、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は認定農業者であり、経営農地は29,862㎡あり、効率的に管理されています。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第9号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第9号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和5年度裾野市農業委員会6月総会を閉会します。

令和5年6月12日(会議録署名人)

5番署名人

李 春 一 男

6番署名人

杉 山 邦 利